

# 第16回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和7年9月5日（金）

午後 1時00分 開 会

委員長 出席委員数は9名であります。唐仁原俊博君から欠席の届出があり、これを受理しています。会議は成立しております。

なお、刈田敏副議長は、地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

ただいまから令和6年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会します。

次に、内記町長より提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本委員会に付託されました議案は、令和6年度各会計決算の8認定議案であります。

会議の前に委員及び執行機関の皆さんにお願いをしておきます。委員各位におかれましては、質問する内容についてはあらかじめ調べておられることと思いますが、各課の審査の冒頭で担当課長より歳入歳出決算の概要説明を受けて審査していきたいと思います。

審査は各課ごとに行い、各課ごとの一般会計の質疑に関し、歳入については一括で、歳出についてはページごとに進めます。一方、特別会計など一部の会計については歳入歳出とも一括して質疑を受け付けますので、よろしくお願ひします。

本特別委員会では、質問の回数制限を設けませんが、ただ単に事業の内容を問うものや事業そのものの是非を問うもの、数字のみを問うような質問はご遠慮願います。決算審査であることをご理解の上で、質疑に当たっていただきたいと思います。

また、タブレット端末を使用し、ペーパーレ

ス化に取り組んでおりますので、質問者、答弁者とも質問、答弁する資料とページを明確にしてから発言するようにお願いします。あわせて、質問者、答弁者は簡潔明瞭にお願いいたします。

特別委員会に出席した説明員の答弁に当たって、課長代理まで答弁できることとしておりますが、答弁する説明員は挙手し、当職の許可を得てから答弁するようしてください。

初めに、特別委員会の日程については配付のとおりで、本日から9月10日までの審査日程で終えるようにしたいと思いますが、この際委員各位にお諮りします。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議なしと認めます。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、最終日に行う総括質疑にあっては、複数の課にわたる決算に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととします。このため、各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問はこれを認めませんので、ご協力お願いします。改めて委員各位と執行機関の皆さんの議事進行に対するご協力をお願いします。

それでは、審査に入ります。初めに、総務課の審査を行います。総務課が所管するのは2款総務費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金であります。

総務課長より決算の概要説明を求めます。

総務課長。

総務課長 総務課です。よろしくお願ひいたします。総務課に係る令和6年度決算審査をよろしくお願ひいたします。

それでは、総務課の決算概要を説明いたします。抜粋した決算書に基づき、歳出を中心に説明いたします。総務課の決算関係については、一般会計の歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金になります。

初めに、2款総務費についてです。7ページから12ページ、2款1項1目一般管理費は、二役人件費、職員人件費、旅費、交際費、コピー機、印刷機の用紙代、電話料、職員生活習慣病予防健診等手数料、例規関係の業務委託料、使用料、非常勤職員公務災害補償負担金などでございます。

なお、12ページの入札参加資格申請受付システム共同利用負担金につきましては、西和賀町を含む県南広域振興局管内の自治体及び一部事務組合、計14団体で競争入札参加資格審査申請共同オンライン申請システムを共同利用するための負担金になりますが、令和6年度は令和7年度、8年度の入札参加資格受付を行ったため、システム使用料のほか、申請審査の業務委託費も含まれているため、負担金が前年度と比較して増額となってございます。

11ページから12ページの2款1項5目財産管理費は、湯田庁舎及び公用車等の維持管理費、あとは基金造成事業であります。湯田庁舎等管理費の主な修繕は、湯田庁舎自動ドア修繕、雪つばきの里、旧越中畠小学校になりますが、の消防用設備修繕などでございます。公用車管理費は、総務課所管の8台の公用車の維持管理を行っております。基金造成事業は、町が行う庁舎及び公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため、西和賀町庁舎等整備基金5,006万6,000円を基金に積立てしております。

13ページ、14ページの2款1項6目企画費は、庁内、役場内のネットワークシステムのうち、住民情報系を除いたネットワークシステム機器の保守業務委託、賃借料などであります。まちなか交流館維持管理関係では、12節委託料のまちなか交流館維持管理業務委託料のほか、雪囲

い設置撤去業務委託料、まちなか交流館除雪業務委託料などであります。

なお、詳細は附属資料51ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

ここでは、令和6年度から始めた主な業務関係を説明したいと思います。初めに、14ページのシステム標準化対応業務委託料ですが、国が推進する自治体システム標準化に対応するため、町が使用している基幹系システムの調査及び標準化移行計画の作成を行っております。

次に、西和賀町DX推進アドバイザー業務委託料です。西和賀町のデジタル施策の着実な推進と職員のITリテラシーの向上、町長を中心とする情報システムの導入や運用を組織的に管理、統制する仕組み、ITガバナンスを確立するため、専門知識や経験を有する外部の専門組織などにDX推進アドバイザーを委託し、DXに関する幹部向け及び職員向け研修の実施やワーキンググループの設置、運営の支援及びCIO、これ副町長になりますが、とDXに関する意見交換などを行ってございます。

13ページから16ページを御覧ください。8目自治振興費の1節報酬、4節共済費、8節旅費については、集落支援員6人分と特命主幹の人件費、11節の役務費については、6か所の集落支援センターの維持管理費が主なものでございます。15ページ、16ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、これまでの地域自治組織の体制などの見直しを踏まえ、令和4年度からの制度である地域づくり組織一括交付金で、自治活動推進支援分として1,730万4,293円の交付を行っております。また、地域活動活性化推進事業費補助金は、西和賀町北部地域活性化推進委員会に対しての補助金となります。さらに、自治総合センターコミュニティ助成事業費補助金は、事業採択となった2地区の備品購入に対して補助金を交付しているものでございます。

なお、詳細は附属資料の51ページと52ページに記載しておりますので、後ほどどちらも御覧いただきたいと思います。

4款衛生費、1項5目保健センター費は、保健センターの維持管理費に係る経費となります。

次に、9款消防費についてです。15ページから18ページの9款1項1目非常備消防費は、消防団員報酬など、消防団員及び婦人消防協力隊の活動に係る費用並びに消防団車両の維持管理に係る経費となります。

17ページ、18ページの9款1項2目常備消防費は、北上地区消防組合への負担金であります。

9款1項3目消防施設費は、19ページ、20ページになりますけれども、備品購入費として第3分団第1部、これ大野になりますが、小型動力ポンプ積載車を導入していますし、第6分団第2部、こちら若畠になりますが、こちらには小型動力消防ポンプ付積載車をそれぞれ更新配備しております。この更新配備により、さらなる消防力の充実、強化が図られております。

なお、詳細は附属資料の53ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

9款1項4目防災対策費では、令和6年度西和賀町防災訓練を鍵飯地区、前郷地区、新町地区、大野地区、東大野地区の5地区を対象に地震災害を想定した防災訓練を実施しております。避難所開設運営訓練には、地区住民、消防団、町職員などが訓練に参加し、避難所運営や機材の使用方法の確認、福祉避難所開設などを地区住民や施設職員が主体となり行い、実践的な防災訓練となってございます。このほか、全戸配布している防災マップの使い方や避難方法の防災講座を開催しております。備蓄関係では、町の地域防災計画で定める防災備蓄品として、備蓄食のアルファ米、パン、ポンせん、合計1,300食を備蓄計画に沿って購入をしております。

次に、21ページ、22ページの13款諸支出金に

ついてですが、令和6年度中に普通財産の取得がありませんでしたので、決算額はゼロとなってございます。

以上で総務課の決算の概要について説明を終わります。決算審査、よろしくお願ひいたします。

委員長 総務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。7から8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。9から10ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。11から12ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13から14ページ、質疑ありませんか。

普本歌織委員。

3番 14ページの集落支援員のところです。附属資料は52ページに説明があるようですが、その事業目的が達成できているかどうかというところの総括をお願いします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

町では、少子高齢化による人口減少が進行する状況において、町内6地区に集落支援センターを設置、そこに集落支援員を配置し、地域住民が地域の問題を自らの課題として捉え、解決に向けた取組ができるように、支援体制を現在整えているところでございます。集落支援員は、集落支援センターを拠点としながら、地域づくり組織の支援や住民のデジタル支援などに取り組んでおり、住民がスマホやパソコンのデジタル相談や担当課への書類提出に訪れるなど、町と住民とのパイプ役として現在活動をしている

ところでございます。

社会の環境が複雑化する中で、地域課題も多様化してきておりますので、地域に対する支援は引き続き継続して取り組んでいく必要があるというふうには考えてございます。支援センターの設置からこれまで4年経過してございますので、支援体制についても検証を行いながら対応していく必要があるものと考えているところでございます。

委員長 普本歌織委員。

3番 町と住民のパイプ役としてということで、そういったところの成果は感じられている方も増えてきているのではないかというふうに思っています。特に目的のところにある「集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え」というところについてはどうなのかというところを再度説明願いたいのですが、集落支援員には自治組織の立ち上げの支援のための動きをしてほしいというようなところもあったと思うので、そういったところではいかがでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今ご質問にありましたとおり、地域の住民が地域の問題、課題を自らが課題として捉えてというところでございますけれども、地域によって温度差はあるというふうには町としては捉えております。やっぱり中には、どうしてもそう捉えられないというか、そこまでいっていない部分がある地域もございますので、その辺は支援員さんをうまく活用しながら、先ほどもちょっと述べましたけれども、いろいろ体制等を検証しながら、新たな取組というのも考えていかなければならぬものというふうに考えてございます。

委員長 普本委員。

3番 それでは、新たな取組、今後の展開というところで、もし考えていることがありましたらお知らせください。

委員長 総務課長。

総務課長 まだちょっと構想段階でございますので、詳しくはお答えできませんので、今日はここまでということでお願いしたいと思います。

委員長 真嶋委員。

2番 西和賀町DX推進アドバイザー業務委託事業についてですけれども、こちらの事業というのは基本単年ということの考えなのか、何か年かの中でのDX推進についての計画があつての業務なのかお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 DXアドバイザーとの契約期間ということのお話ですけれども、基本は単年度契約ということで、令和6年度は6月補正で予算を措置させていただいて、3月までの期間で取り組んでいただきました。今年も、現年になりますが、令和7年度も契約を結ばせてもらっています、主に計画の変更であったり、また先ほど述べたとおり、町内のリテラシーの向上であつたり、それぞれの役割の確認という部分で取組を進めているところでございます。

委員長 真嶋委員。

2番 特に目標年度のような形を目指して、ゴールを決めたような形でやっているということではないということですね。

委員長 総務課長。

総務課長 現時点では、そういう状況でございます。ただ、職員の基本的なレベルが上がってくるということを目的にやってございますので、その辺を勘案しながら今後の取組は考えていきたいと思います。

委員長 真嶋委員。

2番 最初の説明で、業務の内容についてはある程度説明いただいたのですけれども、アドバイザーという形で委託しているということで、アドバイザーの方の実績だったりということをちょっと教えていただけますでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 昨年度の実績ということで、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、研修

としてはまず3回行ってございまして、幹部向けの研修、あとはDX推進のメンバーの研修、あと職員全体ですが、BPRの研修ということをやってございます。あと、ワーキンググループも設置してございまして、昨年ですと5回ワーキンググループをやってございます。あと、CIO、副町長との意見交換であったり、そういったものも3回ほど行ってございます。最終的に町長との協議ということもやってございます。

以上でございます。

委員長 真嶋委員。

2番 そのアドバイザーの方は、個人資格のような方なのか、団体だったり、そういう経歴的な部分をちょっと。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

相手先は会社になります。ある程度そういう業務経験があるところにお願いしてございました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15、16ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、今説明がありました地域活動活性化推進事業費補助金ということで、北部開発へというお話がありました。これについては、補助をやるに当たっての計画書の提出とか、補助金、執行した後のその使い道の報告とかは受けているということでいいのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

西和賀町北部地域活性化推進関係の補助金のご質問でございますが、ご質問のとおり補助金申請をいただき、実績をいただいて、補助金を交付させてているという状況でございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 まだ途中だと思うのですけれども、また

一度交付して、実績に伴って事業が完成しない場合には、引き続き支援もあるというふうに理解していいのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 補助事業の内容について、ちょっとお話をしたいと思いますが、今取り組んでもらっている内容でございますけれども、若畠から貝沢地区を一つの北部という形での捉え方で活動してもらっております。その事業内容でございますが、その方々がまとまって産直まつりを行うとか、あと交流農園を北部のほうで設置しておりますので、そちらの管理の部分であったり、あとはその地域で言いますと、産直施設のあり方を今考えてございまして、その拠点施設の研修といいますか、そういった部分での事業という中身になってございますので、その辺は継続という形になると思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。17、18ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。19、20ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 2点あります。

最初に、西和賀消防署清掃業務委託料ということで、西和賀消防署は、町内の様々な会議のときに消防署2階を使う回数が非常に多いのですけれども、そのため清掃業務も委託していると思います。大きな会議室が消防署2階ということで、かなり会議の数も多いと思うのですけれども、重なってその会議の日程をずらしたりとか、そういう弊害といいますか、そういうことはないのか。

もう一つありますけれども、これ終わった後のほうがいいですか。同じページにもう一つある。1つずつ、はい。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

まずは、消防署2階会議室の利用状況をちょっとお話をさせていただきたいと思います。令和6年度の西和賀消防署2階会議室の利用申込状況でございますけれども、延べで173件、利用者数で4,196人という申込みとなってございます。

次に、ご質問の会議の重複についてでございますけれども、重複したためほかの施設を利用したというような事例は、ちょっと総務課のほうでは把握はございません。役場の庁舎を含めて消防署の会議室を利用する際は、必ず予約した上で利用するということにしてございます。前もって会議室の空き状況を確認、確保した上で、会議や事業を開催するということで行ってございます。こういうことから、重複は生じることはないだろうなということで認識してございます。

なお、会議室の利用については、消防署のほか、両庁舎の会議室もございますので、参加人数やそれぞれの場面、場面に応じて会議室を現在使用しているというところでございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 重複はないということだったのですけれども、調整しているということは、その時点で重複を解消するように調整しているということで、調整しなければいけないということは、最初の希望としては重複したこともあったというようなこと、総務課で調整したことによって大きな弊害は出でていないけれども、最初の希望は叶えられなかったというようなことは実際あったというように考えていいのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

総務課で調整というよりは、スケジュール登録をそれぞれするということなので、こっちでは特段手はかけていないのですけれども、中にはもしかすればどうしてもこの日に設定したいので予約している人とやり取りはしているとい

うことはあるかもしれませんけれども、それ以外は、まず日程、スケジュールが空いているスペースを確認しながら会議日程を設定するというような形で運用されているという状況でございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 もう一つ、同じページの下のほうにあるのですけれども、ドローン操縦技能講習受講負担金ということあります。当然ドローン操作のための技能講習だと思います。実際ドローンを操作する方も、この講習を受けた方ということで基本的にやっていると思うのですけれども、人事異動もありますし、もしかすると退職等ということもあって、ドローンを操作する方が、実際災害起きた場合に、講習を受けた方がいないというようなことが生じないような手だてはなされているのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

町では、現在ドローン3台所有しております。その活用については、先ほどの災害の調査のほか、防災訓練であったり、施設等の点検、調査、あとは有害鳥獣による被害の調査ったり、観光PRの動画の画像の撮影だとか、多岐にわたってございます。ドローンの操作には一定の操作技術が必要なことから、活用が見込まれる課、総務課だとか建設課、今では農林課、観光商工課、生涯学習課の職員が、当初、令和2年度に運用開始した当時は知識の習得ということで、受講体制を整えたところでございます。その後、職員の退職、人事異動もありましたが、随時欠員となった課の職員を中心に講習を受講させるという体制を維持しております。現在は、7名体制でドローンの運用をしているというところでございます。

今後も職員の退職、人事異動に対応し、現在の体制を維持できるようにしていきたいというふうに考えてございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。21、22ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで総務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

では次に、選挙管理委員会の審査を行います。選挙管理委員会が所管するのは、2款総務費であります。

選挙管理委員会書記長より決算の概要説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 選挙管理委員会に係る令和6年度決算審査、よろしくお願ひいたします。

それでは、令和6年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の選挙管理委員会分の抜粋、これ総務課と一緒にになってございますけれども、決算書を御覧いただきたいと思います。

歳出になりますが、25ページから26ページを御覧いただきたいと思います。2款4項1目選挙管理委員会費及び2目選挙啓発費については、選挙管理委員会委員報酬などの選挙管理委員会に係る経費及び啓発用資料購入費となります。

25ページから28ページにかけての3目参議院岩手県選出議員補欠選挙費及び4目衆議院議員総選挙費は、それぞれの選挙に係る執行経費となります。

次に、歳入ですが、戻っていただいて23ページ、24ページを御覧いただきたいと思います。17款3項1目総務費委託金として、参議

院岩手県選出議員補欠選挙費には704万5,469円の執行委託金、衆議院議員総選挙費には620万761円の執行委託金を歳入で受けております。

以上で選挙管理委員会の決算の概要について説明を終わります。決算審査、よろしくお願ひいたします。

委員長 選挙管理委員会書記長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。選挙管理委員会は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで選挙管理委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで選挙管理委員会への審査をひとまず終了し、次の企画財政課の審査に移るため、13時45分まで休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時45分 再開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

次に、企画財政課の審査を行います。企画財政課が所管するのは、2款総務費、12款公債費、14款予備費であります。

企画財政課長より決算の概要説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 それでは、お疲れさまです。企画財政課です。よろしくお願ひいたします。お配りしております企画財政課分の令和6年度西和賀町一般会計歳入歳出決算書抜粋により、決算の概要について説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明いたします。11ページ、12ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費は、一般職及び再任用職員に係る人件費に

なります。

2目文書広報費、10節需用費のうち、印刷製本費346万5,000円は、広報西和賀の印刷代となります。12節委託料116万780円は、ふるさとCM大賞作品制作に係る業務委託料5万円と町の公式ホームページ保守業務委託料111万780円であります。

3目財政管理費、13ページ、14ページになりますが、12節委託料173万8,000円は、決算を分析し、統一的な基準による財務書類を作成するための地方公会計財務書類作成業務委託料です。

5目財産管理費、24節積立金3億1,653万2,000円は、それぞれの基金の設置目的に応じて基金積立てを行ったもので、主なものは減債基金1億1,702万2,000円、まちづくり振興基金1億27万1,000円、がんばる西和賀応援基金9,855万6,000円などとなっております。

6目企画費、1節報酬と4節共済費は、雪国文化研究所研究員、それから地域おこし協力隊員に係る人件費及び基本構想審議会委員など、各種委員の報酬になります。

7節報償費、移住コーディネーター謝金72万円は、町が委嘱している2名の移住コーディネーターに係る謝金になります。

10節需用費、修繕料309万1,280円は、町民バス5台に係る修繕料が主なものです。

11節役務費、企業版ふるさと納税推進業務手数料225万円については、本町にふるさと納税を行っていただく企業の掘り起こしや寄附対象プロジェクトの企画提案などのコンサルタント業務に係るもので。そのほか、クレジット決済手数料145万4,785円などであります。

12節委託料について、15ページ、16ページになりますが、地域公共交通関係では、町民バス運行業務委託料3,681万6,623円、本年3月から運行しているA I オンデマンド交通の構築業務委託料440万4,070円など、路線バスの確保と利用促進に努めたところであります。それから、

ふるさと納税推進業務委託料9,065万8,042円は、ふるさと納税の受付、返礼品発送、ポータルサイトのページ編集、更新業務等、ふるさと納税に関する業務を西和賀産業公社に委託したものであります。雪を活かした商品開発・情報発信業務委託料1,500万円は、ユキノチカラプロジェクト協議会と連携している西和賀産業公社に雪を活用した新商品開発及び雪国の魅力を県内外に情報発信する業務を委託したものです。地域おこし協力隊運営業務委託料1,254万6,267円は、委託型地域おこし協力隊の任用に係る業務委託になります。地域おこし協力隊募集業務委託料439万5,922円は、町が必要とする地域おこし協力隊を確保するため、地域おこし協力隊の募集企画、募集PR、説明会等の開催など、募集業務を事業者に委託を行ったものです。地域商社事業推進業務委託料500万円は、地域商社事業を西和賀産業公社に業務委託し、地域商社ネットワーク会議の組織化により、関係機関との連携を図り、地域資源を活用した新商品開発、仙台、東京圏への販路拡大の取組を進めたものです。地域商社事業人材育成等アドバイザリー業務委託料558万1,162円は、地域商社事業受託者である西和賀産業公社における人材育成を通じて、組織体制の強化を図るとともに、実施事業の分析による経営課題の整理、業務改善を図ったものです。

13節使用料及び賃借料、ポータルサイト使用料2,328万729円は、ふるさと納税寄附に際し、ポータルサイトを利用して寄附を行った場合の寄附額に応じた割合の使用料となります。

14節工事請負費668万8,000円は、旧貝沢小学校教員住宅屋根改修工事及び移住定住促進（単身世帯向け）住宅の水道接続工事を行ったものです。

17節備品購入費1,236万5,850円は、町民バスのうち大型バス1台の購入費及び移住体験住宅用備品として冷蔵庫、全自動洗濯機、テレビを購入したものです。

18節負担金、補助及び交付金のうち、17ページ、18ページになりますが、JR北上線100周年関連事業負担金334万円は、JR北上線利用促進協議会がJR北上線全線開通100周年記念に伴う各種イベント等開催に要する費用に対する特別負担金であります。乗合タクシー運行維持費補助金270万2,400円は、湯川温泉方面を運行している湯けむりタクシーに対しての補助金になります。次に、空き家対策事業に関する補助金としては、空き家改修費助成事業補助金78万6,902円、空き家解体費助成事業補助金195万円、空き家活用促進事業補助金100万円を支出し、空き家の有効活用及び放置空き家の発生抑制を図ったところであります。移住定住推進事業に関する補助金としては、移住者住宅取得補助金90万円、移住支援事業費補助金160万円、奨学金返還支援補助金57万1,000円を交付するなど、移住定住人口の拡大に努めたところであります。

8目自治振興費については、地域づくり組織等への貸与型の除雪機2台の購入費567万6,000円、地域づくり組織において除雪機械を購入するために要する費用に対する地域づくり組織除雪機械購入補助金（繰越明許費）1,250万円及び高齢者世帯等雪下ろし費用助成金37万2,000円などを支出し、地域づくり組織による除排雪協力体制の整備並びに除排雪費用の負担軽減に努めたところであります。

19ページ、20ページを御覧ください。諸統計調査費159万6,864円は、農林業センサスに係る統計調査員報酬及び事務費が主なものです。

12款1項公債費、1目元金6億4,544万5,353円と2目利子4,672万1,209円の合計6億9,216万6,562円は、一般会計の地方債に係る元利債還費用であります。

14款予備費について、令和6年度の充用はありませんでした。

続いて、歳入について説明いたします。1ページ、2ページを御覧ください。1ページ、2

ページの2款地方譲与税から5ページ、6ページの13款交通安全対策特別交付金までは、それぞれ国及び県から交付となったものです。そのうち12款地方交付税については、普通交付税37億4,847万1,000円、特別交付税7億7,783万8,000円となっております。

15款1項1目総務費使用料207万6,705円は、町民バスの運賃収入になります。

7ページ、8ページを御覧ください。16款2項1目総務費国庫補助金については、繰越明許費分を含む物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,609万2,000円、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金895万円が主なものです。

17款2項1目総務費県補助金1,233万6,000円は、地域経営推進費という県からの補助金663万6,000円、同じくバス路線のうち、山伏線と貝沢線のバス運行に係る地域バス交通等支援事業費補助金450万円が主なものです。

3項1目総務費委託金238万7,881円は、農林業センサス委託金154万6,394円が主なものです。

9ページ、10ページを御覧ください。19款1項1目2節ふるさと納税については、がんばる西和賀応援寄附金が1億9,708万2,700円、企業版ふるさと納税が1,610万円の実績となっております。

20款1項1目基金繰入金3億4,064万円は、減債基金、まちづくり振興基金、がんばる西和賀応援基金からそれぞれ繰入れをし、各事業の財源に充当したものです。

21款1項1目繰越金3億599万3,891円は、繰越明許費充当分を含む前年度からの繰越金になります。

22款4項1目3節雑入については、市町村振興交付金238万6,000円、市町村振興助成金495万3,000円、令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金291万6,000円が主なものです。

23款1項1目2節総務管理債1億430万円については、基金造成事業及び町民バス購入事業

の財源に充てたものです。

なお、企画財政課に係る主要事業等につきましては、決算附属資料54ページから59ページ及び162ページから166ページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

企画財政課に係る決算の概要の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長 企画財政課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私から1点、デジタル田園都市国家構想交付金ということで、総務省からということだと思うのですけれども、この対象の経費内容についてお伺いいたします。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決、魅力向上の取組を加速化、深化する観点から、各地方公共団体の意欲的な取組を支援するものであります。

交付金メニューのうち、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地方公共団体において既に確立されている優良なモデルやサービスを活用して、迅速に横展開する取組に対する支援、デジタル実装タイプのTYPE1の対象事業として、学務課所管のAI型ドリル活用による個別最適な学習支援事業を実施したものです。

この事業の概要ですけれども、小中学校のGIGAスクール端末、これタブレットパソコンになりますけれども、これにAI型ドリルを導入していますが、教員による使用頻度により児童生徒の習熟度に差が生じていること、ペーパーレス化が進んでいないことから、児童生徒一人一人の学習状況に対応した個別最適な学習を実現し、子供たちの主体的な学びを促すとともに、学校からの連絡や宿題等にアクセスしやす

い環境を整備したものであります。

この事業の詳細につきましては、学務課の決算審査において審査いただければと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に關し、ページごとに審査を進めます。11ページ、12ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。13から14ページ、質疑ありませんか。

真嶋委員。

2番 まち・ひと・しごと創生総合対策事業について、報酬のほうですか、金額が2万6,500円の実績になっております。それで、附属資料を見ると、1回の開催というようなことでしたけれども、私の記憶では、予算のほうでは11万7,000円ほどの予算だったのではないかなと思います。当初の計画の会議の回数と、実施の実際のところ。そして、この後の流れを見ますと、今的基本構想等の説明によりますと、このまち・ひと・しごとが基本構想と一体化になるというようなことでの説明を受けておりましたけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進会議、委員会はどのように結んで、今までの総括をしているのか。そして、その後の新しい計画と1つにするということについては、各委員さんに事前に説明などを行っているのかお伺いします。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

令和6年度には、8月に委員お尋ねのまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を開催し、西和賀高校の魅力化事業や移住定住促進住宅建設事業など、町が取り組んでいる人口減少対策事業の検証を行ったところであります。町では、令和8年度が始期となる第3次総合計画の策定に当たり、次期総合戦略を一体化し、計画の推進、進捗管理を一体的に行うことにより、より

効果的、効率的な運用を目指していることから、さきのまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議においてもこの方針について説明を行っており、委員からも了解をいただいているところであります。

この予算につきましては、2回の会議を予定して予算措置をしたところでありますが、令和6年度は今説明しました8月に1回開催したのみとなっております。委員によっては、県職員とかで委員報酬が必要のない委員もいらっしゃいますので、1回で、かつそういう委員の報酬が不要な方々のみ、それ以外の報酬の必要な委員の支出ということで、こういう1回分の支出となっております。

この総合戦略推進会議は、まだ終わっておりません。今年度も、この後ですけれども、会議を1回開催する予定であります。

委員長 真嶋委員。

2番 ありがとうございます。1つちょっと気になったのが、任期というか、委嘱自体はどういう任期で行っているのかなということと、一番さらにもっと気になっているのは、新しい計画としては1つになるということですけれども、これまでのまち・ひと・しごとについての大きな意味での総括をどのように締めくくっていく計画か教えてください。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

委員の任期は現在、昨年度中に委員の任期は一旦切れております。今後また委員に委嘱を行うことになります。今年度行う会議で、総括を行うことになると思っております。

委員長 真嶋委員。

2番 そうすると、次期の総合計画にはその総括というものが反映されるというふうに考えていいですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 そのようになるものと承知しております。

委員長 真嶋委員。

2番 次の質問になります。

同じ13ページ、14ページで、直接の記載はないのですけれども、予算からするとこのページになるかと思います。まちづくり基本条例の検証事業ということで、令和6年6月の定例会で補正予算が審議されて、承認されております。このまちづくり基本条例の検証委員会の実施状況をお知らせください。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まちづくり基本条例検証事業でございますが、令和6年の6月補正予算にまちづくり基本条例検証委員会の委員報酬と費用弁償を予算措置させていただいたところでありましたが、結果的に当該予算執行は行っておりませんので、決算書にも出てきておりません。

その理由について申し上げますが、昨年の予算措置後において、根拠条例であるまちづくり基本条例と検証委員会条例の関係性やそれぞれの規定内容について改めて精査を行った結果、疑義が生じたこと、またその疑義を解決するためには条例改正が必要であったこと、そしてこれも我々の不手際でしたが、この10年間動きがなかった取組について、にわかに条例改正を行うような機運、状況ではないと判断したこと、このような条件の下でやみくもに検証委員会を立ち上げたとしても、委員会に期待される役割は果たせないのではないかなど、もろもろを総合的に判断し、この検証委員会の設置は見送ったところであります。

委員長 真嶋委員。

2番 まず1点は、当初予算でなく、あえて補正予算で上げた予算が執行されていないことの問題性、それからもう一つは、今の説明では、根拠条例自体について精査なり改正なりの考えがあるということありますけれども、であればなおさら基本条例の検証事業、検証委員会の役割というのが必要になってくるのでは

ないかと思いますけれども、いかがですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

当初予算であっても、6月補正予算であっても、先ほど私が説明申し上げた検証委員会を立ち上げなかつた理由に変わりはございません。検証委員会でありますけれども、検証でございますが、岩手県内にまちづくり基本条例あるいは自治基本条例とも言つてゐるところありますけれども、まずそもそもこういった類いの条例を制定している自治体が33のうち僅か8自治体しかございません。その中で、さらに検証の規定を設けている自治体は3つしかないとさう県内の状況でございます。したがつて、こういった県内の状況等も踏まえた場合に、そもそも検証委員会の必要性というのも少し検討を加えなければならぬのではないかと考えております。したがつて、検証委員会そのもののあり方を、検証委員会を立ち上げて検証するということの、その妥当性というか合理性というか、そういうものも疑義がありましたので、検証委員会については設置を見送つたところでございます。

委員長 真嶋委員。

2番 県内で実施している自治体の数が少ないということで、それが不要と考えるのか、あるいは西和賀町が先取的に取り組んできたのかと考えるのか。私の認識する範囲では、町にとっての最高規範としての条例ということで、当局も私たちも認めて行つてゐるものだと思います。加えて言つて、数が少ないといえ県内で検証委員会を行つてゐる事例について、私の記憶では滝沢でしたか、では県立大学の先生などが委員長をされているようですけれども、その実態についての調査などもされておりますか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 検証委員会についての考え方でありますけれども、今委員おっしゃつたように、まちづくり基本条例の理念というのは非常に大

切なもので、この理念は堅持しつつも、その検証方法として、条例で常設の検証委員会を義務づけるという手法が、これ果たして今の町にとって、本町にとっての唯一絶対の、そして最も適した合理的な手法なのかという点については、一旦立ち止まって考える必要があるのではないかと思っております。これまで検証委員会を設置してこなかつたことは、様々条例上の課題認識があつたことに加えて、例えば総合計画の進捗管理や基本構想審議会など、ほかの様々な仕組みを通じて町民の皆様のご意見を伺い、実質的な検証機能を代替してきたという側面もございます。

今委員からご紹介ありました滝沢市の検証委員会は、ちょっと中身まで詳しく見てはおりませんけれども、私の調べた限りでは、県内で唯一今検証委員会が動いてゐるところが滝沢市のみだというふうに承知をしております。

委員長 真嶋委員。

2番 まず、現行の最高規範であるまちづくり基本条例について、見直しが必要であれば、検討がなされなければならないというところまでは、まず検討が必要であれば検討するということでしょうけれども、現時点で最高規範として成り立つてゐる条例をストップするというのは条例違反にはならないものですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたが、まちづくり基本条例をストップするという話をしているのではなくて、まちづくり基本条例の理念はしっかりと堅持をしつつ、ただ先ほど申し上げた検証委員会、これも条例ですけれども、検証委員会につきましてはちょっと今一旦立ち止まって、もう少し議会の皆様とともに協議を重ねながら検討を加えていきたいというふうに申し上げてゐるところです。

委員長 真嶋委員。

2番 現行規範について、既に実施しながら問

題が出て立ち止まるというのであれば、それもある程度分かるかもしれませんけれども、私自身も議員になってから何度かこの問題については質問させていただきましたけれども、基本条例が立ち上がった後、直後ですか、検証委員会1度か2度行っているけれども、その後ずっと実施していない、この現状がもう既に条例違反の状況にあると思います。まず、条例のとおりにやった上で見直すということが筋ではないでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 委員おっしゃるとおり、様々な理由があったとしても、条例違反の指摘を受けた以上は、この状態を今後も続けていくわけにはいかないということでは認識をしております。是正措置を講じていく必要があるということは、そのとおりであります。

ただし、検証委員会条例の制度的な必要性や運用の実効性については、改めて慎重に検討する余地があるというふうに先ほど来答弁しておりますけれども、繰り返しになりますけれども、制度はまちづくり基本条例の理念を体現するものである一方で、自治体の実情や行政資源とのバランスも踏まえた運用が求められるものと考えております。今後は、議会の皆様とも協議をしながら、まちづくり基本条例の理念はしっかりと堅持しつつ、検証のあり方や条例の見直しも含めて検討を重ねてまいりたいと考えているところであります。

委員長 真嶋委員。

2番 本議会に提出された西和賀町監査委員会監査委員の決算審査意見書、最終ページですか、個別の指摘事項についてということの（2）で委員会、審議会、協議会等についてということで、回数が少なかつたり、開催されていなかつたりというのが前年に続いて指摘しているという記述があります。私が今回指摘した内容、今的基本条例、検証委員会、それからまち・ひと・しごと、先ほどの質問した創生総合戦略の会

議も含めて、この監査指摘の内容に含まれるものではないかと私は認識しております。今後検証委員会自体のあり方を見直すことが必要であれば、それは否定しませんし、それを検証委員会自身で行うのか、検証委員会以外のところで並行して行うのか、そこは検討の余地があると思いますけれども、現時点では町の最高規範であるまちづくり基本条例について、違反した状態になっているのではないかということを指摘して質問を終わります。

委員長 中村委員。

4番 私からも、14ページの6目企画費の空き家等対策協議会委員の報酬、こちらの委員会の構成と、そして会議の内容を教えていただけますか。

委員長 藤田美知樹課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

空き家等対策協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町が設置している協議機関でございます。その目的は、町内における空き家問題の解消に向けて、関係機関、団体が一堂に会し情報共有と協議を行うことで、総合的かつ効果的な対策を推進することにあります。

空き家等対策協議会の委員構成につきましては、町をはじめ地域の行政区長、警察署、消防署、社会福祉協議会、宅地建物取引業協会、金融機関、技能者組合、司法書士の各代表により組織しております。多様な立場からご参画いただくことで、空き家に関する防災、防犯、福祉、流通など、幅広い視点から協議が可能となっております。

会議につきましては、年1回開催しており、内容といたしましては、まず報告事項として前年度の空き家対策事業の実績、具体的には空き家見回り調査や空き家改修等補助事業の実施状況についてご報告しております。続いて、協議事項として、特定空家の認定に関する案件について協議を行い、法に基づく対応方針の確認や

今後の対策について意見をいただいております。このように、町全体の空き家対策を総合的かつ適正に進めるため、関係機関と連携しながら、実効性ある取組を進めているところでございます。

委員長 中村委員。

4番 ご説明ありがとうございます。

では、その次の年、毎年行われているのかなと思いますけれども、そうすると反省といいますか、では昨年度はどういった形の結果だったとか、それを踏まえて、では今年はこういう形にするというふうに会議をされているのでしょうか。

委員長 藤田課長代理。

企画財政課長代理 実績報告の際に、特に空き家バンクの登録状況とか、そういった部分についてご意見をいただいたものに関しては、検討して対応していっております。

委員長 普本委員。

3番 14ページ中ほどの雪国文化研究所研究員、ここでは報酬として計上されていますが、雪国文化研究所についてですが、事業の実績と総括について伺いたいと思います。

すばらしい研究や企画を数々行っていると思うのですが、町民から、何をしているか分からぬといいうような声が聞かれることもあります。発信が十分行われているかどうかについてもお知らせください。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 雪国文化研究所についてお答えいたします。

雪国文化研究所の実績といたしましては、決算附属資料の163ページに掲載をしてございます。令和6年度につきましては、積雪や根雪期間、気象などの継続的なデータ観測を行うとともに、自然観察会や出前講座、体験講座等を通して雪冷熱や自然環境への関心を高める取組を実施したところであります。

令和6年度の雪国文化研究所施設利用状況で

ございますが、一般見学が110人となっております。これは、前年に比べて45人増えております。団体見学は2団体、39人、こちらは10人の減となっております。見学者合計では149人となっております。

それから、研究員が令和6年度中に講師として活動した状況もそちらに掲載しているとおりであります。自然観察に関する事4件、雪に関する事4件、雪国文化等に関する事2件、林業に関する事4件、出前講座事業4件となっております。

こちらについて、住民への周知、PRが少し弱いのではないかというご指摘でございます。確かに昨年度12月、研究員1人でこれまで対応しておりますので、そういったご指摘はそのとおりな部分があるかと思います。今年1月から地域おこし協力隊員1名、雪国文化研究所に配置をしております。そういった面では、今後はマンパワーが増えましたので、以前よりも雪国文化研究所の活動等、いろいろ周知、PRを図っていけるのではないかと思っているところで、既に今年度に入って雪文だよりというのも1回発行しておりますので、今後そういう取組に力を入れていきたいと思っております。

委員長 普本委員。

3番 今年度から地域おこし協力隊にも入っていただいていると、私も承知しております。強化していくのではないかと期待しているところです。雪国文化研究所の活動ですけれども、今町が力を入れているユキノチカラということも、文化面から支えていける可能性があると思いますし、また自然を活用した観光事業にもつながる大事な事業だと思います。そういう面では、今後どのように進めていくかの考えはありますか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 今回といいますか、今年の1月から新たに地域おこし協力隊員1名任用したわけですけれども、その理由や背景などについても

併せて説明させていただきますけれども、雪国文化研究所ですが、改めての説明になりますけれども、旧沢内村で昭和63年に開設したものですけれども、今の研究員の年齢的なこともありますて、これまで蓄積してきた研究成果だととか知見等を将来にわたって継承し、本町のまちづくりに生かしていく役目を担う人材の発掘、育成ということがかねてからの課題となっていたわけあります。

こうした折に、町外の在住者で、自然環境や野生動植物の生態、それから雪国を含む山村文化などに極めて精通をして、度々本町にも足を運んで関係者とも交流を持っていた方を紹介していただきました。本人とこの際面談しましたところ、かねてから本町への移住を検討していたということで、かつ雪国文化研究所の活動や取組業務などに強い関心を持っていたというお話を伺って、町が求めていた人材として適任なのではないかと判断し、住所地要件も満たしていたことから、財政的にも有利である地域おこし協力隊員としての任用を行うべく、面接等所定の選考過程を経た上で任用をさせていただいたところであります。

雪国文化研究所における長年の研究成果や蓄積してきた知見などというのは、全て文献資料ばかりではなく、やはりそこには実際に見たり、聞いたり、経験したり、生身の人間でなければ伝えられないこともたくさんありますので、任用後は当面の間現在の研究員の方とマンツーマンで業務に当たっていただいて、様々な知見や経験値の習得に努めてもらいたいと考えているところであります。あわせてですが、地域おこし協力隊任期満了後の3年後を見据えて、一昨年度から始まったユキノチカラプロジェクトと連携した取組や企画立案等に関わっていってもらうことを想定しているものであります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15、16ページ、質疑あります

んか。

高橋宏委員。

8番 私から、あけび蔓試験圃場管理業務委託料、これ始めて2年目になるのではないかというふうに思うのですけれども、ふるさと納税商品のためにアケビづるがなかなか取れないということで始めたというふうに理解しているのですけれども、アケビづるの試験圃場のアケビの生育状況についてお伺いします。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品でも人気のあるアケビづる細工ですけれども、課題は、原材料のアケビづるの確保が課題となっておりました。この事業は、原材料の確保を目的とし、令和5年度から実施した事業となっております。令和6年6月にポット苗300、挿し木30本を植樹いたしました。その後追加で挿し木を行いましたが、現在の生存率は約3割となっております。ただ、その3割の生育は旺盛で、枝づるが2メートルほどに成長している状況です。

委員長 高橋宏委員。

8番 なかなか割合は厳しいようですけれども、これは、実際製品に使われるまでの見込みと、あとは今課長おっしゃったように、せっかくの人気商品の材料として試験していると思うのですけれども、一方でアケビづる細工をこれからも続けていくためには、制作者の確保ということも併せて考えていかなければいけないと思うのですけれども、その点について担当課としてどのように進めているのかお聞きします。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

試験的にちょっと初めての試みということで、今生育しているアケビづるがどの程度になると実際に使用できるようになるかというあたりは、ちょっとなかなか判断がつきかねますけれども、恐らく四、五年程度かかるのではないかというふうに言われております。

それから、後継者につきましては、なかなかこれも後継者不足で苦労しております。今後いろいろ制作に興味のある方々を対象にした体験会なども実施できればいいかなと思っておりまして、地元の地域とこれからいろいろ相談していきたいなと思っています。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。17、18ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 18ページの下のほうの地域づくり組織除雪機械購入補助金、これは小型の除雪機の対象ではないかというふうに思っているのですけれども、地域によっては、地域が広くて小型の除雪機ですとなかなか件数を歩くのに大変だということで、小型ローダーみたいなのというか、ほかの機械の補助に向けられないかというような要望は出でていないのでしょうか。そういうのに、小型ローダーに限った補助金ということなのでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

地域づくり組織除雪機械購入補助金の事業内容につきましては、決算附属資料の59ページに記載しております。令和5年度からの繰越事業で、地域づくり組織における除雪機械購入に要する経費に対し、1地域づくり組織250万円を上限として補助金を交付しているもので、5つの地域づくり組織に補助金を交付したものであります。

今ご質問の小型ロータリー以外の購入要望についてであります。今ローダーのお話もありましたけれども、そういうお話はいただいておりませんでしたが、1件、除雪機械を移動する際のトラックですか、車両の購入はできないのかという要望はございました。ただ、この事業につきましては、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を財源として実施をしており、移動用の車

両の購入というのは補助対象外となっていることから、移動用トラックの購入には補助できないということで説明をしたところであります。

委員長 高橋宏委員。

8番 移動にはできないということですと、例えば今後ローダーのような希望があつても、やっぱり対象外になるというふうに考えていいのでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 乗用の除雪機械は、対象外というふうになっているそうです。

委員長 普本委員。

3番 18ページ中ほどの空き家関連の補助金について伺います。

附属資料の57ページに実施状況の説明がありますけれども、空き家活用促進事業補助金交付1件、空き家改修費助成事業補助金3件、空き家解体費助成事業補助金6件、これはそれぞれ申請のあった方全員に交付できたものでしょうか。

委員長 課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

空き家等対策事業における改修、活用、解体、それぞれの補助金については、申請の受付の際、予算の範囲内で交付審査を行っております。令和6年度においては、申請のあった全ての案件について要件を満たしており、交付対象外となった事例はございません。したがって、申請者全員に対して補助金の交付を行うことができております。

委員長 普本委員。

3番 お困りの方に届いたということで、よかったです。周知の状況についてはいかがでしょうか。こういった補助金があるということが届いてほしい方に届いているという実感はありますか。

委員長 藤田課長代理。

企画財政課長代理 周知方法については、町の広報紙において昨年7月に掲載しておりますし、

町ホームページ、あと空き家相談に来られた方々に対して補助事業のご案内をしておりますので、十分周知はできているものと考えております。

委員長 真嶋委員。

2番 移住支援事業費補助金についてですけれども、実績で160万円となっていますが、予算の段階での説明、たしか1世帯基本100万円と、それから子育ての加算で100万円という、200万の組立てだったと思うのですけれども、今回の160万というのはどのような形で支払われた160万円だったのか。

委員長 藤田課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

本町の移住支援事業につきましては、岩手県と連携したいわて暮らし応援事業として実施しております。西和賀町に移住される方に対して、定住促進を目的とした補助金となっております。この制度は、町が交付する補助金のうち、県が4分の3を負担します。町が4分の1を負担する仕組みとなっております。補助の内容としては、東京圏から西和賀町に移住した方のうち、一定の要件を満たした方を対象に、世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円を交付しております。また、18歳未満の子供がいる場合は、1人100万円を加算しております。

令和6年度の実績についてですが、世帯移住者1件に100万円、単身移住者1件に60万円、合計160万円を交付したものになります。

委員長 中村委員。

4番 ただいま真嶋委員が質問をされたところと一緒に移住定住推進事業についてなのですが、こちらのPRの仕方というのは十分であったと思われるのか。また、この補助金があるということを移住者に知らせるために、令和6年度に新しく取り組まれた戦略などありましたら教えていただけますか。

委員長 藤田課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

広報、周知といった部分でございますが、町では県のいわて暮らし応援事業と連携し、この補助金の利用促進に取り組んでいるところでございます。具体的には、町ホームページや県の移住定住ポータルサイトでの情報発信、定住支援ガイドブックの作成、あと県主催の移住相談会への参加を通じて、制度の内容や申請方法について分かりやすく利用希望者、あと検討者に対して周知を行っております。これにより、移住希望者に対しては、補助金を含めた支援制度の活用が促進されるよう努めているといったところで認識しておりますし、新たに取り組んだといったところでは、ちょっと今年度は特にございません。

委員長 中村委員。

4番 今年は、公式LINEも始まっていますので、今後はそういうものなども活用して、どんどんPR戦略を高めていただきたいと思います。

あとは、移住定住推進事業の移住者住宅取得補助金90万円の内訳を教えていただけますか。

委員長 藤田課長代理。

企画財政課長代理 お答えいたします。

本町では、町外からの移住者の増加を図るために、町外から自ら居住するための住宅を新築、または購入する方に対して、住宅取得に要する経費の一部を補助する移住者住宅取得補助金を交付しております。年齢や子育て世代、あと町内施工業者の利用状況に応じて、基本額に加算を行う仕組みとなっております。この取組を進めることによって、移住、定住を総合的に後押ししていく事業となっております。

令和6年度に関しましては、2件交付しております。1件目は新築住宅、基本額が40万円、子育て支援加算が10万円、計50万円、2件目が新築住宅、基本額40万円の計40万円、合計で90万円の交付となっております。

委員長 中村委員。

4番 ありがとうございます。

あと、今度は移住、定住のほうではなくて、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会費負担という、金額少額で恐縮なのですすけれども、こちら本町のこれまでどのような実績があったのかを教えていただけますか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会の負担金ということでござりますので、直接的な町の実績というものはございません。全国市区町村長の会というのは、自転車による観光振興、住民の健康増進、交通混雑の緩和、環境負荷の低減等により公共の利益を増進し地方創生を図ろうとする自治体が連携をして、情報交換や共同の取組を進めることで、我が国の自転車文化の向上、普及促進を図るとともに、各地域が取り組む地方創生推進の一助となることを目的に発足を設立されているものであります。こちらは、平成30年の11月に設立された団体であります。当町は、令和2年度にこの団体に加入をしているものでございます。ちなみに、現在全国で418の自治体、市区町村長の会ですから、市区町村が加入しております。岩手県内では、本町含めて10の市、町が参加をしているものでございます。

先ほども申し上げましたとおり、直接的な実績というものはございませんけれども、この会を通じて様々な情報共有が図られておりまして、今後そういった関連、自転車に関する施策の企画立案に当たっての参考にさせていただいているところであります。

委員長 中村委員。

4番 では、自転車を使ったまちづくりに関する様々な情報が入ってきてると思いますので、自転車好きの方もいらっしゃいますので、車社会ですけれども、そういったものも、先ほどもちらつと言いましたけれども、公式LINEなどを通して発信していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 状況を見ながら必要に応じて、そういう対応もさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。19、20ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、決算附属資料のほうで、財政のことについて質問したいと思います。

3ページのほうに、財政構造の状況ということで、事前に説明もあったのですけれども、経常収支比率が今年度は1.1ポイント減少して91.8%と、この要因として物件費、繰出金の減少によるというような説明がありました。今いろいろ説明聞いている中で、令和6年度として、私の感覚としてといいますか、幾つか公民館が解体されたりとか、繰出金というと、特別会計のほうのさわうち病院が例年よりもというような話があったのですけれども、そういうことの影響で経常収支比率が減ったというふうに理解していいのでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 経常収支比率についてですが、令和6年度の経常収支比率が91.8%で、確かに前年度から1.1ポイント減少しております。この比率が減少した主な要因は2つ挙げられまして、1つは、経常収支比率を算出する計算式の分子に当たる経常経費充当一般財源が、公債費の減少や下水道事業の法適応化に伴う繰出金の性質変更などにより、前年と比較して総額が減少したこと、分子が少なくなったということ、それから同じく計算式の今度は分母である経常一般財源総額等というものがありまして、これが普通交付税などが増えたことによって、前年と比

較して総額が増加したということあります。つまり分子が減って、分母が増えたということで、この比率が減ったということになります。

ただ、今年度、令和6年度は減ったのですけれども、物価高騰に伴う維持補修費や人件費の増加、それから今後予定している大規模事業に伴って公債費が増加することも予想されます。今後も経常経費は引き続き増加していくことが予想されますので、これが少なくとも急激に数値が改善するということは見込めないであろうというふうには思っておりますので、引き続き緊張感を持った財政運営に努めていく必要があるものと考えております。

委員長 高橋宏委員。

8番 今担当課長おっしゃられたように、経常収支比率1ポイントよくなつたとはいえ、90%を超えていた状況に変わりありませんし、これからも急激によくなる見通しとしてはということですので、経常収支ですので経常費は必ずかかっていくということで、その中でも予算計上に努めなければいけない状況であるというふうに理解しました。

あともう一つ、財政のことで言いますと、我々事前に財政の勉強とかしたときに、実質公債費比率、健全化判断比率の中ではあるのだけれども、県内、全国でもあまりいい比率ではないというふうなことをお聞きしました。その中で、決算資料を見ますと15.9%、0.1ポイント増えているという状況なようです。実質公債費比率は、3年間の平均を取ってこういう比率があるということで、昨年の資料を見ますと、3年間で言いますと、令和4年から6年までの3年間ですけれども、令和3年度が12.8ということで、まず非常に数値的によかったと。その数値よかったです年度が今回その3年に入らないということで、結果的に15.9というふうに上がってきたというふうに理解していいのでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お見込みのとおりでございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 先ほどの経常収支と同じように、3年間の平均ですので、これもすぐに改善が、何度も繰り返しますけれども、健全化判断比率の範囲内でしょうかけれども、急激に改善するような見込みにはない状態であるというふうに理解していいのですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 先ほどの経常収支比率と同じでありますて、今後様々大型事業も控えている中で、いかにこの比率を上げないようにしていくかということも非常に大事だと思っております。そのためには、やはり起債なども、交付税算入率の高い有利な起債で借入れを行うなど、鋭意健全な財政運営に努めていく必要があるものと考えております。

それと、今ちょっと財政のお話がありましたので、ついでというわけではありませんけれども、午前中の真嶋委員の質問で詳しい説明ができなかつたので、これでもご理解いただけるかちょっと自信ありませんけれども、健全化判断比率の基礎数値のお話でございます。将来負担比率というのは、地方公共団体の借入金など、現在抱えている負債の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものであつて、今回の修正は、令和4年度と令和5年度どちらもですが、健全化判断比率を計算する際の基礎数値である公営企業債等に対する一般会計からの繰入見込額というものに、これに誤りがあったということで、将来負担比率が変わって、修正が生じたものということです。この説明もまたいろいろ分からることもあると思うのですけれども、直接簡単に言うと、今言った公営企業債等に対する一般会計からの繰入見込額、これに誤りがあったということでございました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで企画財政課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにござ異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで企画財政課への審査をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

次週9月8日は午前9時30分から健康福祉課の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時58分 散 会